

転入・転出など窓口業務の延長を行います(4月1日・2日)

◇日時

4月1日(土)、2日(日) 午前8時30分～正午

◇取り扱いをする手続き・交付内容

- ・転入・転出・転居などの手続き
 - ・各種証明書の交付(戸籍に関する証明を除く)
 - ・マイナンバーカードの交付・更新・申請など
- ※印鑑証明は、即日登録・交付できない場合があります。

※手続きに関して他市町への照会などを行う必要が生じた場合は、処理できないことがあります。不明な点は事前にお問い合わせください。

※住所異動などに付随する業務(児童手当、健康保険など)は、後日改めて手続きが必要です。

◇問合せ先 町民福祉課住民係

☎52-5811

令和5年度の縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧について

問 税務課資産税係 ☎52-5804

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

◇縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水)

午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

◇場所 税務課(1階⑧番窓口)

◇縦覧することができる人

- ・納税義務者
※課税されていない人はできません。
- ・納税義務者と同居している親族
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要)

◇必要なもの

- ・本人確認のできる書類など
(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人の場合は委任状

◇縦覧内容

- ・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、評価額など
- ・家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額など

■固定資産課税台帳の閲覧

◇閲覧期間 4月3日(月)～年間を通じて

午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日を除く)

◇場所 税務課(1階⑧番窓口)

◇閲覧することができる人

- ・納税義務者
- ・納税義務者と同居している親族
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要)
- ・借地、借家人など
※使用または受益の対象となる固定資産に限られます。

◇必要なもの

- ・本人確認のできる書類など
(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人の場合は委任状
- ・借地・借家人などの場合は契約書などの権利関係を示す書類

◇閲覧内容

固定資産課税台帳に登録されている事項

土地台帳・家屋台帳の閲覧を廃止します

町では、住民サービスの一環として法務局の登記情報を基に土地台帳・家屋台帳を作成し、閲覧を行ってきました。しかし、近年、『個人情報保護法』の施行や『住民基本台帳法』の改正(閲覧制限)、また『不動産登記法』の改正などがあり、土地・家屋の所有者の個人情報保護の観点から、土地台帳・家屋台帳の閲覧業務を令和5年9月29日をもって廃止します。

土地・家屋の登記情報の確認については、山口地方法務局柳井出張所の窓口や登記情報提供サービスをご利用ください。

なお、地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧については、従来どおり関係者に限り閲覧可能です。